

令和 7 年 9 月市議会定例会追加提出議案

八 尾 市

議案第69号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年9月30日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正により、条例において引用する同令の条項に移動が生じることに伴い、条例の規定を整理するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第10項第46号の2中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

議案第70号

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）等の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年9月30日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正等に伴い、職員の配置に関する規定において、保育士に相当する資格に児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する地域限定保育士を追加する等につき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 例等の一部を改正する条例

(八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年八尾市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第2項中「国家戦略特別区域法」を「法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法」に改める。

第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項及び第48条第1項中「保育士」の次に「地域限定保育士及び」を加える。

附則第9項中「法第18条の18第1項(国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者をいい」を「地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み」に改める。

(八尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 八尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年八尾市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略

特別区域限定保育士を含む」に改める。

（八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項の表備考1中「第18条の18第1項（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。附則第2項において「改正法」という。）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

第27条中「幼保連携型認定こども園の」を削り、「児童福祉法第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改め、「当該」を削る。

附則第2項中「保育士」の次に「（児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士及び改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）」を加える。

（八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第5条 八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年八尾市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「国家戦略特別区域法」を「児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法」に改める。

第16条の2中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

（八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第28条第2号中「国家戦略特別区域法」を「法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法」に改める。

第32条第2項及び第36条第1項中「保育士（）」の次に「地域限定保育士及び」を加える。

附則第6項中「法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいい」を「地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み」に改める。

（八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「国家戦略特別区域法」を「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第

29号) 附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法」に改める。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第71号

八尾市教育委員会委員を任命するについて同意を求める件

次の者を八尾市教育委員会委員に任命するについて、市議会の同意を求める。

令和7年9月30日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

氏 名 澤 田 玲 子

理 由

八尾市教育委員会委員岩井加寿子氏の任期が来る令和7年12月21日をもって満了するので、上記の者を任命するについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本案を提出する次第である。

令和 7 年 9 月市議会定例会追加提出議案
令和 7 年 9 月発行（R 7－92）
八尾市総務部政策法務課